

佐渡市立金井中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

《基本理念》

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。よって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

《いじめの定義》

いじめとは、「生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

「いじめ防止対策推進法」第2条による

《学校及び職員の責務》

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、良好な人間関係形成能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ 保護者並びに地域住民や関係諸機関との連携を図り、いじめ防止に資する「生徒の自主的活動」を支援する。
- ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、保護者・地域住民・関係諸機関に対して道徳の授業公開を実施する。

② いじめの早期発見・即時対応のための措置

- ア いじめを早期に発見するために、在籍する全校生徒に対する「教育相談アンケート」を毎月（8月・3月を除く）実施する。また、その集計結果を全職員で共有し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。
- イ 各学期に1回、全校生徒を対象とする「教育相談」を実施する。
- ウ 「スクールカウンセラー」及び「心の教室相談員」の活用を促すために、相談体制・相談環境を整備する。

③ いじめの防止等のための対策に従事する職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する職員研修を年間研修計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。